議会運営委員会

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 (金) 午 前 9 時 2 9 分 開 会

○三鬼(孝)委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日の議会運営委員会につきましては、令和2年第5回尾鷲市議会臨時会に提出される議案第65号の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第67号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(6号)の議決についての3議案と報告第7号がありますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、開会に当たり、市長から御挨拶を。

○加藤市長 おはようございます。

本日は令和2年第5回臨時会のため、議会運営委員会を開催していただきまして、 誠にありがとうございます。

本臨時会に上程いたします議案等につきましては、議案第65号、職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第66号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び議案第67号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決についての議案3件と報告第7号、専決処分事項について(損害賠償の額の決定)の報告1件であります。

引き続きまして、議案等の概略について説明いたします。ちょっと座って。

- ○三鬼(孝)委員長 座ってください。
- ○加藤市長 ありがとうございます。

今回の議案第65号、職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、令和2年10月7日に、民間の支給割合との均衡を図るための人事院勧告がなされたことに伴い、これに準拠するため、本年度及び来年度に期末手当の年間支給率を0.05引き下げる一部改正を行うものであります。

また、今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出 それぞれ1億5,521万3,000円を追加し、これにより予算総額を130億5 2万6,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、尾鷲市ふるさと応援寄附金が、11月24日時点で、申請件数が1万1,870件、寄附申請額が1億8,691万9,000円となって

いることを勘案し、歳入において、ふるさと応援寄附金1億円の増額と今回の補正 財源として、財政調整基金から5,521万3,000円を繰り入れるものでありま す。

歳出につきましては、ふるさと納税関連業務委託料など、ふるさと納税事業に5, 521万3,000円の増額と、ふるさと応援基金へ1億円を積み立てるものであ ります。

提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○竹平総務課長 それでは、令和2年第5回尾鷲市議会臨時会の提出議案について、御説明をさせていただきたいと思います。

通知をさせていただきます。

議案書の表紙の次のページを御覧ください。

提出議案の目次でございます。

本臨時会の提出議案は議案第65号及び議案第66号の条例の一部改正議案と、 議案第67号の補正予算議案の計3件と専決処分事項についての報告1件でござい ます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第65号、職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、令和2年10月7日に、民間の支給割合との均衡を図るため期末手当を引き下げる人事院勧告がなされたことに伴い、これに準拠するため、本年度及び来年度の期末手当の年間支給率を0.05引き下げる一部改正を行うものでございます。

2ページを御覧ください。

第1条において、職員の本年12月の期末手当支給率100分の130を100分の125に、管理職においては100分の110を100分の105に改め、本年度の12月期末手当支給率を0.05引き下げるもので、第2条において、来年度からの期末手当支給率を6月と12月で平準化して、年間支給率を0.05引き下げるというものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

議案第66号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 改正についてにつきましては、4ページを御覧ください。

会計年度任用職員については、第9条第1項及び第17条第1項において、期末 手当の年間支給率を任用された年度の4月1日における支給率として適用させるた めの条文を加える一部改正でございます。つまり、来年の4月1日からの適用とい うことでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決については、尾鷲市一般会 計補正予算書(第6号)及び予算説明書をもって御説明させていただきます。

通知をさせていただきます。

それでは、補正予算書1ページでございますが、令和2年度補正予算書説明の1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 5,5 2 1 万 3,0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 3 0 億 5 2 万 6,0 0 0 円とするものでございます。

8ページ、9ページを飛びますがお願いいたします。

まず、歳入について御説明をさせていただきます。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金は、尾鷲市ふるさと応援寄附金が 11月24日時点で、申請件数が1万1,870件、寄附申請額が1億8,691万 9,000円となっていることを勘案し、ふるさと応援基金を1億円増額するもの でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、今回の補正財源と して5,521万3,000円を繰り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2 款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ふるさと納税事業5,521万3,000円の増額は、ふるさと納税の返礼品等に係る経費として、ふるさと納税指定代理納付手数料668万3,000円。それと、ふるさと納税関連事業委託料4,800万円が主なものでございます。

3目財産管理費、基金積立金1億円の増額は、ふるさと応援寄附金の増額により、 ふるさと応援基金へ積み立てるものでございます。

以上が、議案第67号の令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決についての説明でございます。

議案書に戻っていただきたいと思います。

議案書の6ページをお願いします。

通知をさせていただきます。

この件につきましては、11月10日の行政常任委員会で報告をさせていただい た件でございます。

報告第7号、専決処分事項について(損害賠償の額の決定)につきましては、8ページに概要を記載しておりますが、本年9月9日午前8時40分頃、公用車集中管理業務等委託業者の職員が尾鷲郵便局駐車場から出る際に、後進して方向転換しようとしたところ、相手方車両と接触し損傷を与えたことによる損害賠償額が決定したものであり、本年11月11日に相手方と示談が成立し、損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

以上が議案等の説明でございます。

○三鬼(孝)委員長 ありがとうございます。

ただいま市長、総務課長から提出議案3件と報告1件の説明ありましたけど、何 かありますか。

よろしいですか。

- ○村田議長 ちょっと執行部にお尋ねをするんですけれども、職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、総合病院も当然、これ、関係してくるわけですね。ですね。そうすると、それはそれで、病院のほうは病院のほうで、コロナの特別手当といいますか、そういったものが国のほうからなされておると聞いておりますけれども、これが、コロナが長引くようだと、やっぱりそれなりの尾鷲市として、特例の措置というようなことをするべきではないかと思います。今後、長引くようだったら。その辺についてはどうお考えですか。
- ○竹平総務課長 確かに、執行部といたしましては、特に医療従事者の職員等に おいては、新型コロナウイルス感染症の、やはり最前線で業務を行っているという ことは十分承知して、理解もしているところでございます。

ただし、今回のこの人事院勧告による引下げ等につきましては、本市の給料表、 その他手当等につきましては、民間準拠に基づく情勢適用として、人事院勧告に準 拠して行うべきであるというふうには考えております。ですので、本年度の人事院 勧告の期末手当の引下げは、準拠をさせていただきたいというふうな考えでござい ます。

なお、今後のコロナの情勢についてでございますけれども、これにつきましては、 今後を踏まえて、もし、またそういう長引くようであるというようなことも踏まえ まして、そのときの状況を鑑みて、また病院等との相談もさせていただかなければ ならないというふうなことも来るかというふうには考えております。

- ○三鬼(孝)委員長 よろしい。
- ○小川副議長 ちょっとあと一個。昨日ですかね、紀南病院のほうでは、コロナ 最前線で闘っているということで、病院のほうは、引下げ、全会一致で否決された というのを聞いたんですけど、参考までに他の自治体の病院関係というのはどうな んでしょうか。
- ○竹平総務課長 確かに、紀南病院さんも今回の引下げということで提案をされたということでございますが、ほかの三重県内の各市に全て聞いたわけではございませんが、各市民病院を持つ7市ございます。8市あるかな。一応、うちのほうで確認が取れておるのは、7市ほどは聞いておるのですけれども、病院はいずれも人事院勧告を準拠していく方針であるということは確認はしております。
- ○三鬼(孝)委員長 よろしい。
- ○小川副議長 はい。
- ○三鬼(孝)委員長 ということで、3議案の提出を臨時会に諮りたいと思います。

続きまして、第2の発議ですけれども、これまでの経緯の説明を議長のほうから よろしくお願いいたします。

○村田議長 先般、執行部から議長宛てで要請を受けまして、意見書を出してい ただきたいというような要請がありました。

これについては、電源立地の地域対策交付金、これについての水力発電の関係で、これについて、今年で交付金の期限が切れてしまうということで、その交付金の期限の延長をしていただきたいというようなことの意見書でございましたので、後ほど、事務局のほうから内容については説明をさせていただきたいと思いますけれども、これは必要だと思って、皆さんにお諮りをするところでございます。

それでは、事務局お願いします。

○高芝議会事務局長 それでは、事項書2番目の発議について説明させていただ きます。

発議第11号、電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金相当部分) の拡充と恒久化を求める意見書について(案)でございます。

この意見書の要旨でございますが、現行の当該交付金相当部分につきましては、 水力発電施設が立地する地域住民の福祉の向上と、電源立地の円滑化に資すること を目的に創設され、これまで40年にわたり、住民生活の向上などに重要な役割を 果たしてきましたが、令和3年3月末をもって、本市をはじめとした多くの関係市町村で交付期限を迎えることとなるため、過去の交付実績や一定量の電力をクリーンかつ安全に供給できる水力発電の重要性等を考慮の上、令和3年度以降は水力交付金を恒久的な制度とすること。

交付金の単価及び最低保障額を平成22年度水準以上に引き上げること。

以上を求めるものでございます。

この内容につきましては、本市も加盟しておりますダム・発電関係市町村全国協議会三重県支部が、10月13日に三重県知事及び三重県議会に同様の要請活動を行うとともに、この11月24日には、ダム・発電関係市町村全国協議会理事会及び総会におきまして、特別要望として提出されたものでございます。

説明は以上でございます。

- ○村田議長 今、事務局から説明がありましたが、これについて、提出者、賛成者について、委員長のほうで諮っていただきたいと思います。
- ○三鬼(孝)委員長 分かりました。

発議第11号の説明ありましたが、この件について、何か特にありましたら御発 言願います。

よろしいですか。

- ○三鬼(和)委員 今までは、全体でするときは、所管の委員長か、議会運営委員会ということでしたので、一常任委員会で、これ、こともありますもので、行政常任委員会の委員長なり副委員長なりで諮って提出するような形はどうですか、提出者。
- ○三鬼(孝)委員長 提出者につきましては、ただいま三鬼和昭委員の意見がありましたけれども、行政常任委員会、南委員長よろしいですか、提出者。
- ○南委員 皆さんがそう言うのであれば、僕は副委員長にお願いしようかなと思ったんですけど。もし、それでよければさせていただきます。
- ○三鬼(孝)委員長 皆さん、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 それでは、行政常任委員長の南委員長が提出者ということ でよろしくお願いをいたしたいと思います。

続きまして、第3の会期及び議事日程(案)についてでございます。

事務局長、説明願います。

○高芝議会事務局長 それでは、事項書3番目の会期及び議事日程案について説

明させていただきます。

会期は、本日11月27日金曜日、1日の予定でございます。

なお、会議時間につきましては空欄となっておりますが、この後、開催されます 全員協議会終了後、午前11時を予定させていただいております。

本会議を開会していただき、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、質疑、委員会付託、これは先ほど執行部より説明がありました議案第65号、職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、議案第67号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決についての3議案についてでございます。

委員会付託の後、本会議を暫時休憩し、第2、第3委員会室において行政常任委員会を開催していただき、付託議案の審査を行っていただきます。

委員会終了後、本会議を再開していただきまして、審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただきます。

次に、報告、質疑。

これは、先ほど執行部より説明がございました。報告第7号、専決処分事項について(損害賠償の額の決定)についてでございます。

次に、先ほど説明させていただきました意見書の発議を上程していただき、提案 説明、質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

説明は以上でございます。

○三鬼(孝)委員長 ただいま局長のほうから会期及び議事日程案について、説明ありましたけれどもよろしいですね、これで。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○三鬼(孝)委員長 それでは、臨時議会の説明員の出席について、総務課から 説明願います。
- ○竹平総務課長 本臨時会への説明出席者につきましては、市長、副市長、教育 長、そして、私、総務課長と財政課長、政策調整課長の6名でお願いしたいと考え ております。
- ○三鬼(孝)委員長 ということでよろしいですか。
- ○三鬼(和)委員 結構ですけど、今日の議会の議運で諮ることの中で、付託議 案の付託についてが協議されていませんけど。

議案の付託をどうするかということを協議されていませんけど、一常任委員会で すのであれなんですけど、確認しなくていいですか。 ○高芝議会事務局長 すみません。先ほど説明させていただいたつもりでおるのですが、議事日程の中で、すみません。

以上でございます。

○三鬼(孝)委員長 特によろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 なければ、これで委員会を閉会します。御苦労さまでした。 (午前 9時47分 閉会)